

公益社団法人 日本生物工学会  
役員等報酬・退職金等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第13号（以下「認定法第5条13号」という。）及び公益社団法人日本生物工学会（以下「この法人」という。）の定款第28条(報酬等)の規定に基づき、この法人の役員等の報酬等並びに費用の支給の基準について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等とは、定款第22条に基づき置かれる理事、監事及び顧問をいう。
- (2) 報酬等とは、認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わず、費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務の執行に当たって、必要となる経費をいう。

(無報酬)

第3条 この法人の役員等は、その在任中報酬等を受けず、退任時において退職金は支給されない。

(費用)

第4条 この法人は、役員等がその職務の執行に要する、交通費等の実費相当額を費用として支給することができる。

(改正)

第5条 この規程の改正は、社員総会の決議を経て行う。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2016年5月19日 総会承認・改訂